

(目的)

第 1 条 この条例は、本市において工場等を新設又は増設（以下「新設等」という。）する事業者に対し本市が奨励措置を講ずることにより、本市における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって産業の高度化、産業構造の多角化及び市民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 営利を目的として、工場等を新設等し、かつ、継続的に事業を営む法人又は個人をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（小規模企業者を除く。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体をいう。
- (3) 小規模企業者 中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者をいう。
- (4) 工場等 事業者がその事業の用に直接供する施設及びこれに付帯する施設をいう。
- (5) 新設 市内に工場等を有しない者が市内に新たに工場等を設置し、又は市内に工場等を有する者が現に行っている事業と異なる事業に係る工場等を市内に設置することをいう。
- (6) 増設 市内に工場等を有する者が、既存の工場等を拡充し、若しくは既存の工場等の全部を建て替え、又は現に行っている事業と同一の事業の工場等を市内に設置することをいう。ただし、工場等を拡充する場合にあっては増築後の延床面積が増築前に比べ 5 分の 1 以上増加するものに限るものとし、工場等の全部を建て替える場合にあっては建替え後の工場等の固定資産税評価額が増加するものに限るものとする。
- (7) 高度先端産業 高度かつ先端的な技術を利用する製品の製造（製造のための電子計算機に係るプログラムの作成を含む。）又は研究を行う事業で規則で定める事業をいう。
- (8) 新規成長産業 新たな事業の創出に係る開発、研究、試験等を行う事業で規則で定める事業をいう。
- (9) 投下固定資産総額 事業者が工場等の新設等に要した費用のうち、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条第 1 号に規定する固定資産（土地を除く。）の取得に要した費用の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）をいう。
- (10) 新規雇用従業員 事業者が工場等の新設等に伴い新たに期間の定めのない労働契約を締結して雇用する従業員（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）第 2 条第 1 項に規定する通常の労働者の 1 週間の所定労働時間の規則で定める基準に満たない労働者を除く。次号において同じ。）のうち、市内に住所を有し、操業開始日から操業開始後 2 年に当たる日まで（ただし、第 13 条第 1 項の規定による交付の申請をした日までに限る。次号において同じ。）の間の連続する 1 年間継続して当該工場等の新設等に係る工場等において雇用した者をいう。
- (11) 新規転入従業員 事業者が期間の定めのない労働契約を締結して雇用する従業員のうち、工場等の新設等に伴い他の工場等から転勤させ、かつ、新たに市内に住所を有することとなった者であって、操業開始日から操業開始後 2 年に当たる日までの間の連続する 1 年間継続して当該工場等の新設等に係る工場等において雇用したものをいう。

(奨励措置)

第 3 条 市長は、予算の範囲内で、事業者に対し、次に掲げる奨励金のいずれかを 1 回に限り交付することができる。

- (1) 工場等立地促進奨励金
- (2) 工場等立地促進特別奨励金
- (3) 高度先端産業立地奨励金

- (4) 新規成長産業立地奨励金
- 2 市長は、前項各号に掲げる奨励金のいずれかの交付を受ける事業者に対し、次に掲げる奨励金を 1 回に限り交付することができる。
- (1) 地盤改良奨励金
- (2) 雨水活用施設奨励金
- (3) 新エネルギー設備設置奨励金
- (4) 雇用促進奨励金
- 3 市長は、前 2 項に定めるもののほか、工場等の新設等に関し必要と認める支援を行うことができる。
(工場等立地促進奨励金)

第 4 条 工場等立地促進奨励金は、工場等の新設等を行う事業者であって、次の各号に定める要件をいずれも満たすものに交付する。

- (1) 次のいずれかの事業の用に供する工場等を新設等する事業者であること。
- ア 製品の製造、加工又は修理に係る事業
- イ 流通業務に係る事業
- ウ 情報の処理、提供等のサービスを行う事業
- エ 開発研究等を行う事業
- オ その他市長が適当と認める事業
- (2) 投下固定資産総額が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額以上であること。
- ア 小規模企業者 3,000 万円以上
- イ 中小企業者 1 億円以上
- ウ ア及びイ以外の事業者 3 億円以上
- (3) 新たな土地の所有権を取得し、又は賃貸借契約をする場合にあっては、土地の面積が 1,000 平方メートル以上であること。
- (4) 新設等する工場等の周辺地域の生活環境に適正な配慮をすること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) みよし市暴力団排除条例（平成 24 年みよし市条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 2 工場等立地促進奨励金の額は、新設等した工場等が操業を開始した日以後に課することとなった固定資産税（当該工場等に対して課する固定資産税に限る。以下同じ。）及び都市計画税（当該工場等に対して課する都市計画税に限る。以下同じ。）に相当する額に 100 分の 50 を乗じて得た額（当該額に 1,000 円未満の端数金額が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。次条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 8 条第 2 項、第 9 条第 2 項及び第 10 条第 2 項において同じ。）とする。
- 3 工場等立地促進奨励金は、新設等した工場等が操業を開始した日以後に最初に固定資産税及び都市計画税を課することとなった年度（以下「課税初年度」という。）から 3 年間交付するものとし、前項の規定に基づき算定した各年度の額を当該年度の翌年度に交付するものとする。

(工場等立地促進特別奨励金)

第 5 条 工場等立地促進特別奨励金は、工場等の新設等を行う事業者であって、次の各号に定める要件をいずれも満たすものに交付する。

- (1) 次のいずれかの事業の用に供する工場等を新設等する事業者であること。
- ア 製品の製造、加工又は修理に係る事業
- イ 流通業務に係る事業（20 年以上市内に立地している工場等を有する事業者に限る。）
- ウ 情報の処理、提供等のサービスを行う事業
- エ 開発研究等を行う事業

オ その他市長が適当と認める事業

(2) 投下固定資産総額が 15 億円以上であること。

(3) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 9 条第 11 項から第 13 項までに規定する準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域又はみよし市まちづくり土地利用条例（平成 15 年三好町条例第 31 号）に基づき策定されたまちづくり基本計画における工業系用地の開発誘導ゾーンに位置している土地であること。ただし、20 年以上市内に立地している工場等を有する事業者が工場等を増設する場合は、この限りでない。

(4) 前条第 1 項第 3 号から第 6 号までのいずれにも該当すること。

2 工場等立地促進特別奨励金の額は、新設等に係る工場等の土地（新設等に係る工場等の操業を開始した日前 5 年以内に取得した土地に限る。）、家屋及び償却資産の固定資産税評価額に、100 分の 10（工場等を新設することに伴い本社を市外から市内に移転する場合（当該移転の日から 5 年以内に工場等を新設し、及び操業を開始する場合を含む。）にあつては、100 分の 12）を乗じて得た額とし、6 億円を限度とする。

（高度先端産業立地奨励金）

第 6 条 高度先端産業立地奨励金は、高度先端産業の用に供する工場等の新設等を行う事業者であつて、次の各号に定める要件をいずれも満たすものに交付する。

(1) 高度先端産業を営む事業者であること。

(2) 高度先端産業の用に供する工場等（研究所を除く。以下この号において同じ。）を新設等する事業者にあつては、投下固定資産総額が 50 億円（当該工場等の新設等を行う事業者が中小企業者又は小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）である場合にあつては、2 億円）以上であること。

(3) 高度先端産業の用に供する研究所を新設等する事業者にあつては、投下固定資産総額が 5 億円（当該研究所の新設等を行う事業者が中小企業者等である場合にあつては、2 億円）以上であること。

(4) 高度先端産業の用に供する工場等（研究所を除く。以下この号において同じ。）の操業開始に伴い、新たに常時雇用する従業員を 20 人（当該工場等の操業開始を行う事業者が中小企業者等である場合にあつては、5 人）以上雇用すること。

(5) 第 4 条第 1 項第 3 号から第 6 号までのいずれにも該当すること。

2 高度先端産業立地奨励金の額は、高度先端産業の用に供する投下固定資産総額に 100 分の 10 を乗じて得た額（新設等する工場等が研究所である場合にあつては、100 分の 20 を乗じて得た額）とし、5 億円を限度とする。

3 高度先端産業立地奨励金は、前項の規定に基づき算定した額を規則で定めるところにより交付するものとする。

（新規成長産業立地奨励金）

第 7 条 新規成長産業立地奨励金は、新規成長産業の用に供する工場等の新設等を行う事業者であつて、次の各号に定める要件をいずれも満たすものに交付する。

(1) 新規成長産業を営む事業者であること。

(2) 新規成長産業の用に供する投下固定資産総額が 1,000 万円以上であること。

(3) 第 4 条第 1 項第 3 号から第 6 号までのいずれにも該当すること。

2 新規成長産業立地奨励金の額は、新設等した工場等が操業を開始した日以後に課することとなった固定資産税及び都市計画税に相当する額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。

3 新規成長産業立地奨励金は、課税初年度から 5 年間交付するものとし、前項の規定に基づき算定した各年度の額を当該年度の翌年度に交付するものとする。

（地盤改良奨励金）

第 8 条 地盤改良奨励金は、工場等を建設する用地に、規則で定める工法により地盤改良を施した場合に交付する。

2 地盤改良奨励金の額は、工場等の建築面積に係る地盤改良費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に 100

分の 20 を乗じて得た額とし、1,000 万円を限度とする。

(雨水活用施設奨励金)

第 9 条 雨水活用施設奨励金は、工場等の建設に伴い、雨水を貯水及び活用する施設等であって、100 立方メートル以上の貯水能力を有するものを設置した場合に交付する。

2 雨水活用施設奨励金の額は、雨水を貯水及び活用する施設等の設置に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に 100 分の 25 を乗じて得た額とし、400 万円を限度とする。

(新エネルギー設備設置奨励金)

第 10 条 新エネルギー設備設置奨励金は、工場等の建設に伴い、新エネルギー利用等（新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成 9 年法律第 37 号）第 2 条に規定する新エネルギー利用等をいう。次項において同じ。）を行うための設備等で規則で定めるものを設置した場合に交付する。

2 新エネルギー設備設置奨励金の額は、新エネルギー利用等を行うための設備等の設置に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に 100 分の 20 を乗じて得た額とし、200 万円を限度とする。

(雇用促進奨励金)

第 11 条 雇用促進奨励金は、工場等の新設等に伴い、当該工場等において新規雇用従業員又は新規転入従業員を雇用し、その数の合計が 20 人（中小企業者等である場合にあっては 1 人）以上である場合に交付する。

2 雇用促進奨励金の額は、新規雇用従業員及び新規転入従業員の数の合計に 30 万円を乗じて得た額とし、1,000 万円を限度とする。

(認定の申請及び決定)

第 12 条 第 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する奨励金（以下「奨励金」という。）の交付を受けようとする事業者は、あらかじめ、奨励金の交付対象者としての認定を受けるため、規則で定めるところにより、市長に認定申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の認定申請書を受理したときは、当該事業者が奨励金の交付対象者であるか否かを認定し、その結果を当該事業者に通知するものとする。

3 前項の認定に当たっては、みよし市工場等立地審査会の審査を経なければならない。

4 市長は、第 2 項の認定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(交付の申請及び決定)

第 13 条 前条第 2 項の規定に基づき認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）が、当該認定に係る奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に交付申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付申請書を審査し、交付を適当と認めたときは、奨励金の交付を決定し、その結果を当該認定事業者に通知するものとする。

(届出)

第 14 条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- (1) 新設等する工場等の工事が完了したとき。
- (2) 新設等する工場等が操業を開始したとき。
- (3) 新設等する工場等が操業を休止し、又は廃止したとき。
- (4) 第 12 条第 1 項に規定する認定申請書の内容に変更があったとき。

(地位の承継)

第 15 条 認定事業者が相続、譲渡、合併等により変更が生じたときは、当該認定事業者に係る事業が継続される場合に限り、当該事業の承継人は、市長の承認を受け、当該認定事業者の地位を承継することができる。

(認定の取消し)

第 16 条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、みよし市工場等立地審査会

の審査を経て、当該認定事業者の認定を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は第7条第1項に規定する要件を欠くこととなったとき。
- (2) 第12条第4項の条件に違反したと認められるとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したと認められるとき。
- (4) 新設等した工場等が操業を休止し、若しくは廃止したとき、又は休止若しくは廃止の状況にあると認められるとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により第12条第1項の認定を受けたと認められるとき。
- (6) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が認定事業者として適当でないと認めるとき。

2 市長は、認定事業者が第13条第2項の規定により奨励金の交付の決定を受けた日以後に、前項の規定により第12条第1項の認定を取り消されたときは、奨励金の交付決定を取り消すものとする。この場合において、当該認定事業者は、規則で定めるところにより、交付を受けた奨励金の全部又は一部を返還しなければならない。

(報告及び立入調査)

第17条 市長は、特に必要があると認めたときは、認定事業者に対して必要な報告を求め、又は工場等への立入調査を行うことができる。

(認定事業者の役割)

第18条 認定事業者は、みよし市中小企業及び小規模企業振興基本条例（平成30年みよし市条例第3号）第5条、第6条又は第9条の規定による役割を果たすよう努めなければならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。